

対話でわかる! 民法改正のポイント 債権関係



弁護士 小島 幸保

第5回 ■「瑕疵」から「契約不適合」へ

弁護士 ●民法改正により、「瑕疵(かし)」という表現がなくなります。

社 長 ●「瑕疵担保責任」がなくなるのですか?

弁護士 ●責任が一切なくなるわけではなく、「瑕疵」という言葉に代えて、「契約の内容に適合しないもの」という言葉が登場します。

社 長 ●それは瑕疵とは意味が違うのですか?

弁護士 ●基本的には同じですね。今までは、どのような場合に「瑕疵あり」とされるのかが分かりづらかったのですが、改正法では「当事者が合意した内容に合致しないものについて責任を負う」ということになり、その基準がより明確になると考えられます。今回の改正は、一般の人にも分かりやすくするという目的もあり、その代表例と言えるのではないのでしょうか。

社 長 ●責任の内容は変わりますか?

弁護士 ●例えば、売買契約に基づいて「契約の内容に適合しない」不良品などを引き渡すと、それは不完全履行です。この場合、①買主は完全な履行を求めることが可能となり、具体的には修理や代品の引渡しなどを請求できます。また、②買主から代金の減額を請求する権利も認められました。

社 長 ●それは買主にとって有利なのですか?

弁護士 ●はい。現行民法で代金減額請求が認められるのは、数量不足のときだけです。しかし、契約に適合しないときに、買主が他社にその不具合の修理や修正を依頼する場合もあるでしょう。その場合は、修理などにかかった費用分を減額請求することが考えられます。

社 長 ●その権利はいつまで行使できるのでしょうか?

弁護士 ●現行民法では、売買契約の担保責任を追及する場合、事実を知った時から1年以内に行使しなければならぬとされていましたが、「1年以内に行使」から「不適合を知った時から1年以内に売主に通知する」と改正され、期間制限が少し緩やかになりました。なお、商人間の売買には検査通知義務があり、受け取った時に瑕疵を発見できたにもかかわらず直ちに通知しなければ、不適合責任を追及できませんので、注意が必要

です。

社 長 ●確か、「瑕疵担保責任」は請負契約にもあったのでは?

弁護士 ●はい。改正法では請負契約も大きく変わります。請負契約でも「瑕疵」担保という表現がなくなりました。現行の瑕疵担保責任は「引渡しから1年以内の請求」が要件となっていますが、改正後は「不適合を知った時から1年以内に通知」することとされます。

社 長 ●当社は、発注する場合も受注する場合もあるので、有利にも不利にもなるわけですね。

弁護士 ●当事者間の契約によって期間を短く合意することもできますので、契約書を作る段階で吟味する必要があるでしょうね。

社 長 ●それ以外にも変わる点はありますか?

弁護士 ●請負契約には仕事完成義務があり、仕事を完成させない以上、報酬を請求できないのが原則です。プロジェクトなどがやむを得ず頓挫して、契約が解除された場合にどのように扱うかは定めがありませんでしたが、今回の改正では、注文者に帰責性のない事由による仕事の完成不能や、完成前の解除の場合でも、すでに行った仕事が可分、つまり、仕事を分けて捉えることができ、かつ、それを注文者に引き渡すことによって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなし、請負人はそれに応じた報酬を請求できるとされました。

社 長 ●確かに、注文者が別の業者に依頼したりして完成させることができるのなら、注文者には利益があるから、途中まで仕事をした業者にも報酬を支払うべきですよ。

「瑕疵担保責任」から、「契約不適合責任」へ

契約書の前文や「目的」を定める条項の中に、
契約に至った経緯などを盛り込むことも検討しましょう!

Communication

あなたの学習スタイルに合わせて選べる2つの通信コース!

法定事務の原理原則を学ぶ! ——。納税協会の「総務管理者養成講座」

詳しくは各納税協会のホームページ  <https://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/> をクリック!

総務管理者養成講座 各種セミナーのご案内

通信コース

◆通信コース(従来タイプ)

◆e-通信コース(eラーニングタイプ)

(※受講にはWindows/パソコンでのインターネット接続が必要です。)

1. いつからでも受講できます
 2. 実務知識を重点に編集された全6科目・7分冊のテキスト
 3. 担当スタッフには、司法書士・会計士・税理士・社労士等の専門家を揃えています
 4. 修了証を授与します(※修了要件はコースにより異なります。)
 5. テキスト学習と添削レポート指導で事務処理能力アップを!(通信コース)
 6. テキストとネット講義で反復学習を納得行くまで何度でも!(e-通信コース)
- 納税協会ホームページから「e-通信コース」の配信内容の一部をご覧いただけます。

履修科目 ①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務
④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務

受講料 (消費税込)
通信コース・e-通信コース (納税協会会員) 52,920円
// (一般) 63,720円
講義コース(大阪教室) (納税協会会員) 65,880円
// (一般) 76,680円

※平成30年度講義コース「大阪教室」、「神戸教室」は12月下旬より申込受付開始予定です。



公益財団法人 納税協会連合会 事業部
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-33 (納税協会ビル6階)
TEL 06-6937-5115 FAX 06-6937-5502

新刊書のご案内

平成29年11月改訂

資産税の取扱いと申告の手引

平本倫朗・岡本和之 編

Web版サービス付き

〈譲渡所得・山林所得/相続税・贈与税・財産評価〉
資産税関係の法令・最新通達から諸様式の記載例までその取扱いの全容を正確に、かつ、広く理解できるよう各項目を体系的にまとめた実務家必携書。

■B5判1,544頁/定価:本体 4,400円+税

平成29年11月改訂

資産税実務問答集

平本倫朗・岡本和之 編

資産税関係(相続税・贈与税及び譲渡所得など)に関する取扱いについて、最新の税制改正事項等を織り込み、平易な「問答式」で解説。必要に応じて計算例や図解を織りませ、実務を通じて直面した事例、質問の中から一般的なもの、専門的な分野にわたるものなど幅広く取り上げ、体系的に整理編集。

■A5判848頁/定価:本体 3,400円+税

平成29年11月改訂

所得税実務問答集

小林義治 編

所得の種類別に課税方法や税額の計算、各種の所得控除・税額控除、申告納付などの仕組みについて、計算例や図解をまじえ、問答形式で解説。

■A5判896頁/定価:本体 3,400円+税

平成29年11月改訂

減価償却実務問答集

上願敏衆 編

最新の法令・通達及び豊富な事例に基づき、法人の減価償却にまつわる実務をQ&A方式で解説。

■A5判640頁/定価:本体 3,000円+税

平成29年10月改訂 問答式

法人税事例選集

公認会計士・税理士
森田政夫・西尾宇一郎 共著

法人税実務のための決定版!

日常の事務に関連する基礎から判断に難しいものまで具体的な事例を取り上げ、最新の会計情報に基づく企業経理の仕方についても詳細に解説。

■A5判1,320頁/定価:本体 4,200円+税

平成29年11月改訂

図解と個別事例による株式評価実務必携

岡本和之 編

相続税及び贈与税の申告にあたっての株式の評価方法を定めた「財産評価基本通達」において、特に難解な取引相場のない株式の評価方法を中心に、具体的な図解と事例の構成で詳細解説。

■B5判352頁/定価:本体 2,400円+税

◆お求めはお近くの納税協会へ